

県知事・県議会議員・町議会議員選挙

あなたの貴重な一票を

任期満了による岩手県知事選挙と岩手県議会議員選挙、山田町議会議員選挙が、9月6日(日)を投票日として行われます。東日本大震災から四年。今後の県政と町政を託す代表を選ぶ大切な選挙です。投票日に都合のつかない人は、期日前・不在者投票を利用し、棄権することのないようお願いします。

投票は3種類

今回は、9月6日を投票日として、岩手県知事選挙(8月20日告示)と岩手県議会議員選挙(8月28日告示)、山田町議会議員選挙(9月1日告示)の3つの選挙が行われます。

しようとする候補者の氏名の上欄に「○」を、県議会議員選挙(投票用紙は薄黄色)と町議会議員選挙(投票用紙は薄緑色)は候補者の氏名を記入します。**当日の投票は午後6時まで**選挙当日の投票時間は、午前7時から午後6時までです。投票所は下表の町内20カ所となっていますが、織笠第1投票所(山田中学校)については、会場が従来の体育館から武道場に変更となっておりますので、ご注

意ください。

町内で投票できる人

町内で投票できる人は、選挙の種類によって異なります。

◎県知事・県議会議員選挙

平成7年9月7日以前に生まれた人で、平成27年5月31日までに本町に転入届けをし、引き続き住民基本台帳に登録されている人です。

平成27年6月1日以降に県内の他市町村から本町に転入された人は、①または②の方法で投票してください。

投票には「引き続き同一県の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要です。同証明書は、町民課窓口で発行します。

なお、投票日前に転出された方の投票については、転出先の市町村または山田町選挙管理委員会にお問い合わせください。

①投票日(9月6日)に前住所地で投票する。

◆投票所一覧

投票区	投票所
山田第1	保健センター
	町中央公民館
	山田北小学校体育館
	旧さくら幼稚園
	関口農業担い手センター
船越第1	船越防災センター
	山の内生活改善センター
	田の浜コミュニティセンター
	大浦漁村センター
織笠第1	山田中学校武道場
	織笠コミュニティセンター(仮設)
	猿神農業担い手センター
	田子の木生活改善センター
	織笠コミュニティ外山ブロックセンター
大沢第1	ふるさとセンター
豊間根第1	豊間根生活改善センター
	農村婦人の家
	田名部林業担い手センター
	上豊間根自治交流会館
	荒川農業構造改善センター

②投票日前日(9月5日)までに本町の選挙管理委員会事務局で不在者投票をする(不在者投票用紙は、前住所地の選挙管理委員会へ請求してください)。

◎町議会議員選挙

平成7年9月7日以前に生まれた人で、平成27年5月31日ま

で本町に転入届けをし、引き続き住民基本台帳に登録されている人です。投票日までに町外に転出する人は投票できません。

◎町内転居の方の投票

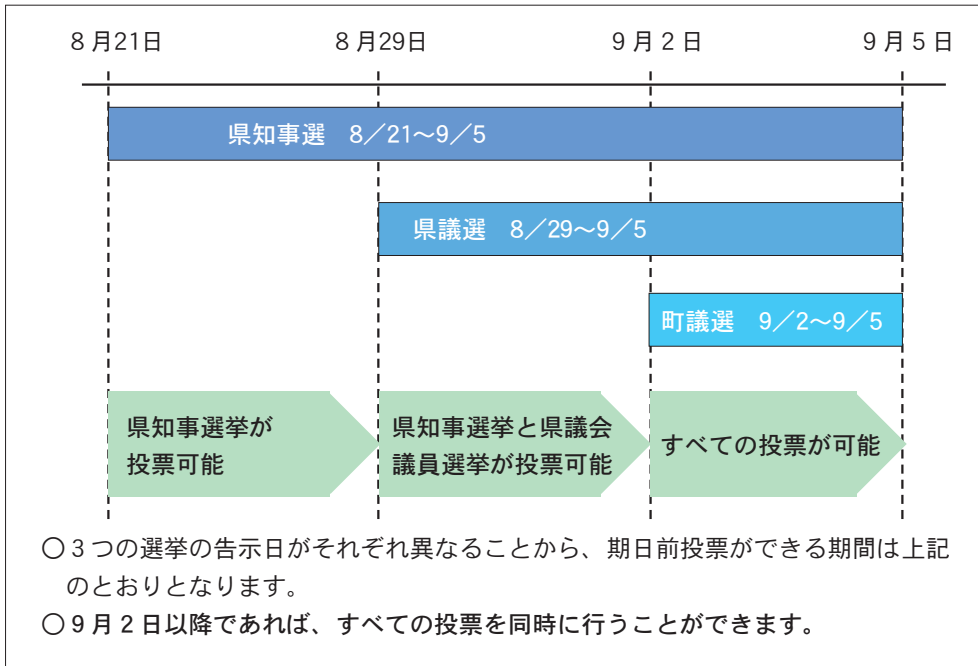
町内で転居される方は、次の投票所での投票となります。

①8月6日までに転居届けをした人：新住所地で投票



自らの意思を示すために一票を投じる有権者(昨年の第47回衆院選)

◆期日前・不在者投票ができる期間



②8月7日以降に転居届けをした人：旧住所地で投票

係員による投票補助

自筆で投票するのが難しい方には、投票所の係員が本人の代わりとなり、本人が指示したとおり「代理投票制度」紙に記入する「代理投票制度」があります。同制度の利用を希望する方は、投票所で係員にお申し出ください。投票内容についての秘密は固く守られ、一切口外されません。

この制度は、期日前・不在者投票でも利用できます。

期日前・不在者投票

仕事や冠婚葬祭、旅行などで投票日に投票所に行けない人は、投票日の前日までに期日前投票・不在者投票をすることができ、今行われる3つの選挙は、告示日が異なるため、次に挙げる期日前投票ができる期間をご確認ください。

9月2日以降であれば、3つの選挙を同時に投票することができます。

投票場所は町内3カ所。会場ごとに投票できる期間と時

間が異なりますので、確認の上お越しください。

◎期日前・不在者投票の期間

- ・県知事選挙 8月21日～9月5日
- ・県議会議員選挙 8月29日～9月5日
- ・町議会議員選挙 9月2日～9月5日

◎場所と時間

◇役場2階特別会議室

▽期間 8月21日～9月5日

▽時間 午前8時半～午後8時

◇船越防災センター、豊間根生活改善センター

▽期間 9月2日～5日

▽時間 午前8時半～午後6時

(土曜日と同じです)

◆持参する物 入場券

◆入場券をお忘れなく

投票所入場券は、8月下旬に住居登録してある住所地へ郵送します。記載されている投票所を確認の上、投票の際に持参してください。

◆開票は、即日開票です。開票作業は当日の午後8時から山田南小学校体育館で行います。

◆問い合わせ 町選挙管理委員会事務局 (☎82-131111内線418) へどうぞ。

郵便による投票ができます

身体障害者手帳などの交付を受けている人で、記載されている内容が次に該当する方は、郵便による投票ができます。郵便投票をする人は、町選管から交付された郵便投票証明書を提示の上、9月2日までに投票用紙を請求してください。

- ◆郵便投票ができる人
- ▷身体障害者手帳…両下肢などの障がい1、2級、内臓機能障がい1、3級、免疫障がい1～3級の人
 - ▷戦病傷者手帳…両下肢などの障がい特別項症～第2項症、内臓機能障がい特別項症～第3項症の人
 - ▷介護保険の被保険者証…要介護状態区分が「要介護5」の人
- ※郵便投票証明書をお持ちでない方は、町選挙管理委員会へ交付の申請をしてください。また、証明書には有効期限がありますので、期限が切れている方は忘れずに更新の手続きをしてください。

―自筆できない方には代理記載制度があります―

郵便投票の対象となっている方で、障害者手帳などに記載されている内容が次に該当し、自ら記載するのが困難だという方は、事前に登録した代理人に投票に関する記載をさせることができます。

- ▷身体障害者手帳…上肢または視覚の障がい1級
- ▷戦病傷者手帳…上肢または視覚の障がい特別項症から第2項症まで

◆申込先・問い合わせ 町選挙管理委員会事務局 (☎82-3111内線418) へどうぞ。